北名古屋市地域包括支援センター運営事業者評価指針

第１　目的

　　高齢者が住み慣れた地域でできる限り安心して自宅で生活が続けられるよう、地域の福祉資源や高齢者の居住状況、その他事業の確実性など多角的な視点から検討や審査を行い、長期的かつ安定的に運営される事業者を選定する必要があることから、その評価指針を定める。

第２　評価の考え方

　１　市の介護保険事業計画に適合しているとともに、広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる事業者を評価する。

　２　事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人等で地域包括支援センターの運営が確実な事業者を評価する。

　３　評価に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を抱かれることのないよう、公平・公正な事業者の評価を行う。

第３　評価及び選定方法

　１　公平を期するため、市が定めた期日までに提出された地域包括支援センター運営委託の応募申込書及び添付資料を評価の対象とする。

　２　公正で透明性を確保するため、事前提出の書面審査で書類が適正でなければ、対象としない。北名古屋市地域包括支援センター運営事業者審査委員会において評価項目（別紙）により行う。

　３　選定方法

　　⑴　検討（事務局）

　　　　提出書類で次の事項等の確認を行う。

　　　　①　地域包括支援センター運営委託の応募申込書及びこれに係る添付資料に不備がないこと。

　　　　②　介護保険法において指定の取り消し等を受けていないこと。

　　⑵　検討（審査委員）

　　　　①　提出書類に基づき審査委員が運営の指針等を点数化す

る。

　　　②　評価基準により無記名で採点を行い、各委員の評価点を合計する。

　４　評価の結果、事業者が評価基準（満点の６０％以上）を満た

さない場合は、一業者のみの応募であっても選定せず再公募する。

　　　なお、上記３の⑵の②で同点の事業者があった場合には、公募要項様式３事業計画中の、運営計画の合計点が最も高い事業者を選定する。再同点の場合は、同様式事業計画中の職員配置の合計点で選定する。

第４　事業者への通知

　　選定結果は、応募事業者全てに文書により通知する。